

伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定要領

（目的）

第1条 この要領は、「伊勢市観光振興基本計画策定業務委託」を委託する者の決定にあたり、プロポーザル方式による企画提案の内容を公平かつ客観的に審査し、最適な受託者を選定するための方法について、必要な事項を定めるものである。

（選定業務）

第2条 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、第3条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

（選定方法）

第3条 選定委員会はプロポーザル参加者の企画提案に対し、次の通り選定を行う。

（1） 企画提案書類等による書類審査（以下「一次審査」という。）を行い上位3者程度を選定し、一次審査通過者とする。

（2） 一次審査通過者に対し、選定会議を開催し、企画提案書類等、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「二次審査」という。）を行い、最優秀提案者を選定する。

2 二次審査の企画提案書類等は、一次審査で使用したものと同一ものを使用する。

3 第3条第1項の規定に関わらず、プロポーザル参加者が3者以内の場合、一次審査は実施しない。またプロポーザル参加者が3者を超えた場合でも、委員長が効率的と判断した場合は一次審査を省略できる。

（採点）

第4条 選定委員会は、プロポーザルに参加する者が提出した企画提案書類等、二次審査はそれに加え、プレゼンテーション、ヒアリングについて、別紙1・2「伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定にかかる選定表」（以下「選定表」という。）の審査基準に基づき審査し、採点を行う。

2 企画提案書類等の採点は次の各号により行う。

（1） 各選定委員は、選定表に定める項目（以下「項目」という。）ごとの審査基準に従い、次の6段階で基礎点を採点する。

「5点」非常に優れている

「4点」良い

「3点」標準的なレベル（仕様書の内容を最低限備えている）

「2点」良くない

「1点」非常に劣っている

「0点」記述又は説明のないもの

- (2) 各選定委員は、項目ごとの基礎点に、重要度に応じて設定した1～4までの係数を乗じることにより、項目ごとの得点を算出する。
- (3) 二次審査のみ、「価格評価」の項目を設ける。計算は下記のとおり。
$$\text{価格評価} = 45 \text{ 点} \times \text{最も安価な見積額} / \text{提案見積額} \text{ (少数点第2位四捨五入)}$$
- (4) 各選定委員は、項目ごとの得点を合計し、合計得点を算出する。

(順位の決定)

第5条 企画提案書類等の順位は、次の各項により決定するものとする。

- 2 選定委員は、前条で算出した合計得点の高い順に企画提案書類等の順位付けを行う。
なお、各企画提案書類等の合計得点に同点のものがある場合は、一次審査は「企画力」の得点が高い者を優位とする。更に同点の場合は「業務遂行能力」→「理解力」の順で優位とする。二次審査は価格評価の得点が高い者を優位とする。更に同点の場合は同順位とする。
- 3 各選定委員の付けた順位を順位点とし、「伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定に係る選定表」により順位点を集計する。
- 4 選定委員会は、前項の規定により集計した順位点合計の数値の低いものを上位として企画提案書類等の総合順位を決定する。同点の場合は価格評価の得点が高いものを優位とする。更に同点の場合はくじ引きにて総合順位を決定する。

(最優秀提案の決定)

- 第6条 選定委員会は、前条の規定により決定した総合順位が1位の者を最優秀提案者として決定する。
- 2 提出された企画提案書等が、第4条に定める方法により審査、採点を行い、選定委員の1名以上が価格評価を含まない合計得点を63点未満とした場合には、委員長が選定委員会に諮って、当該企画提案書を最優秀提案として決定しないことができる。

(契約の締結)

第7条 契約内容及び仕様については、プロポーザルの提案をもとに事務局と受託候補者が協議するものとし、この際、改めて事務局から提案内容の説明を求めることがある。事務局と受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は次点受託候補者と協議を行い、成立した場合は当該事業者との契約の締結を行う。